

洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容			平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり							
(4) 子どもの健全育成							
①質の高い教育・保育環境の整備・充実							
		1	乳幼児期の教育・保育と保育内容の充実	自然体験や地域の人とのふれあい体験などの様々な体験機会を積極的に取り入れることで、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、道徳性や感性、創造性など、豊かな人間性を育む保育内容の充実を図ります。	各保育施設の地域の特性を生かし、園外保育を通じた自然体験や、地域の方々との交流事業を積極的に実施している。	体験や交流活動の充実に努める。	継続して実施
		2	職員の資質向上	子どもたちの生きる力を育むため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、研修を充実させ、教職員の資質向上を図ります。	市内公立保育所(園)職員全員を対象とした研修を実施するとともに、積極的に研修に参加する機会を設けている。	移動手段が限られている。	継続して実施
		3	認定こども園の普及促進	幼稚園及び保育所において、認定こども園への整備を推進し、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。	市内公立保育所(園)職員全員を対象とした研修を実施するとともに、積極的に研修に参加する機会を設けている。	市内の幼稚園・小学校・中学校の教員を対象に、教職員の社会的見聞を広め、指導力向上を目的として、教育セミナーを行っている。「演題『自信をつける心の整理術〜ラグビー日本代表を変えた「心の鍛え方」』と題して、園田学園女子大学 教授 荒木 香織 教授に講演をいただいた。	公立・私立の職員を対象としたキャリアアップ研修を実施する。
		4	幼稚園及び保育所等と学校の連携	子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、また教育へのスムーズな接続を図るため、幼稚園及び保育所等と学校の交流を進め、教育内容・方法の共有化や連携、相互理解の促進等を図ります。	各保育施設において、小学校との接続を見据えた交流を実施し、連携や相互理解の促進を図っている。	情報連携を取りやすい関係の構築	継続して実施
		5	保育所ネットワークの確立	保育所間の保育・子育て情報の共有化を図り、親への情報提供や適正な保育サービスが受けられるよう、保育所ネットワークを確立させます。	定期的な所長会の開催や、年齢担当ごとの会議等において、情報の共有化を図った。	迅速な情報共有体制の整備	継続して実施
		6	認可外保育施設との連携	利用者のニーズに合った多様な保育サービスを提供できるよう、認可外保育施設との連携を図ることで、本市の保育サービスの水準を向上させます。	運動会、音楽会、観劇鑑賞会、小学校との交流会を行っている。打ち合わせを綿密に行い、同じ形式の職員振り取りカードを使っている。幼稚園側からの意見と小学校からの意見の振り返りができ、交流の質が上がっている。	継続的な連携の実施	引き続き機会を捉えて連携を図る。
		7	休日保育事業の検討	保護者の就労、疾病などにより休日において家庭で保育が困難となる場合、子どもを一時的に預かる休日保育事業の実施を検討します。	私立保育施設において、保護者の希望に応じた土曜日終日保育の実施。	公立保育所での実施	公立保育所での実施に向けた検討を行う。
		8	保育料の軽減	ひょうご多子世帯保育料軽減制度の活用など、保育料の軽減を図ります。	(保育所)世帯で第2子以降の3歳児以上に対し、保育料の助成を実施。3歳未満児に対しても、ひょうご保育料軽減制度を活用した助成を実施。多子世帯保育料軽減制度の実施により、多子世帯の利用者負担額の一部を助成。	児童の年齢や世帯の状況によって対象や助成額が異なるなど、制度が複雑。	継続して実施
②放課後の居場所作り							
		1	放課後子ども総合プランの推進	国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。また運営委員会を設置し、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。	小学校敷地内において放課後児童クラブを2箇所運営。放課後児童クラブと放課後子供教室との交流事業を3か所で行っている。	児童クラブ・子ども教室を利用する児童が増加し、その受入枠の拡充が課題となっている一方で、放課後児童支援員や活動サポーターの確保が難しい状況となっている。また、両事業を一体的に又は連携して実施するための場所を校舎外又は校舎内の近隣施設で確保することが難しい。	引き続き放課後の環境づくりを計画的に進めていく。
		2	放課後子供教室 土曜チャレンジ学習	放課後や週末の小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参加を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことができる居場所づくりを推進します。今後、教室拡充と放課後児童クラブとの連携を図ることで、子どもの放課後環境を充実させます。	放課後子ども教室は引き続き7教室を開設し、2校区において児童クラブと連携し、より多くの児童の参加を得ている。月1回の土曜チャレンジ学習では多様な学びの場を提供した。運営にあたって地域の方々の参加だけでなく、高校生ボランティアの参加協力を得て、教室のいっそうの充実を図った。	6校区にまだ教室を設置できておらず、未実施小学校区での事業実施に向けて地域協力者や開設場所等の確保に努める。	洲本第一小学校区で新しく1教室を開設する。
		3	施設整備	子どもが安全にのびのびと過ごせる環境づくりに向けて、施設・設備を充実させます。また、既存の施設を活用し、事業の拡大を図ります。	淡路島内で3か所ある児童館のうち、2か所は洲本市が設置しており、放課後の子どもの居場所・交流の場として活用。	既存施設を活用した事業の検討	継続して実施
				図書館・公民館等の利用環境を向上させるため、各協議会等で意見交換し、計画的に推進した。図書館において児童図書を中心に蔵書数を増やし、市民の読書環境を整備した。	市民の憩いの場所である施設が老朽化等により空調や照明等のリニューアルが急務である。	老朽化、安全性及び利用者への影響等を考慮し、引き続き建物及び附属設備の改修を実施していく。	

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容			平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>③体験・交流活動の推進</b>							
		1	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	子育てに関する相談・指導、情報提供、親子活動、育児サークルの育成・支援など、総合的な子育て支援を行います。他の関係機関との連携を図り、地域の子育て支援の拠点として事業を実施します。	市内2ヶ所の子育てセンターにおいて、両親教育インストラクターのコーディネートにより様々な事業を実施し、就園前の子を持つ親を対象に、親としての知識の向上、親子関係づくり、参加者間の仲間づくり等を推進した。 プチトマトイト、年齢別サークル、募集事業、親子ふれあい体験教室、淡路3市の交流会を実施し、述べ25,000人が参加。また次年度同子育てセンター2施設を新たに地域子育て支援拠点として開設するために必要な備品購入・施設改修工事を行った。	平日少子化や母親の職場への早期復帰等の要因で、保育所・幼稚園への入園比率が増加傾向にあり、参加者が減少している。	市内2カ所で地域子育て支援拠点施設を開設する。
		2	まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通じて仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保します。	全ての保育施設において定期的に園庭開放を実施し、交流・相談の場を提供している。	地域の中で活動するひろば等の状況把握	継続して実施
		3	児童センター(児童館)	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実にも努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対しての支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。	児童に健全な遊びの指導を通じて、健康の増進と情操を豊かにすることを目的とし、各種教室、季節行事などを開催。また、放課後児童クラブ、まちの子育てひろば事業も実施し、子育て支援活動の充実を図っている。	地域活動に対する支援	継続して実施
		4	自然や文化にふれあう活動の充実	子どもたちが自然のすばらしさや大切さを学んだり、地域の文化を尊重し、継承していくことができるよう、自然や文化等にふれあう活動の充実を努めます。	すももっ子野外活動教室「自然体験教室」を実施し、自然にふれあう活動を実施し、小中学生43名が交流を図った。	運営スタッフの人員確保が難しい。	子どもたちのニーズの把握に努め、継続的に青少年健全育成を推進する
		5	県民交流広場事業	小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」作りと活動の充実を支援します。	これまでに市内12小学校区で活動しており、由良地区及び城下町すももまちづくり協議会(第二小学校区)が29年度まで活動補助対象期間となっている。	5年間の活動補助終了後の資金確保及び活動の継続	活動支援(事務補助・助言)
		6	スポーツ活動	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。	市民スポーツ大会、レクスポーツフェスティバルの開催、また、アジアタ体験教室及び大会を開催した。また、アスリートネットワーク事業を展開した。	各事業の充実を図ることが必要である。	各種事業の検証を行い、子どもたちの健全育成に努めるよう事業を展開する
		7	地域交流・国際交流	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。	姉妹都市であるアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡への高校生の短期ホームステイ事業を実施。市内在住の高校生12名が参加し、現地の高校生等と交流を図った。	派遣及び受入にかかる経費並びに事務の負担と事業の継続。	海外姉妹都市への学生派遣と合わせ、姉妹都市の派遣団を受入れ、市内の学生との交流プログラムを実施。
		8	図書館	児童図書収集・提供、視聴覚ライブラリー等の充実、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど、図書館の施設や資料の整備を図るとともに、活動内容を充実させます。	ブックスタートやお話などの行事を29年度も引き続き行った。参加してくれる親子は増加傾向にある。また、市内の各小学校に月1回定期的に配本している。また、市内の小学校の図書館への見学者には全員に読書手帳や図書館の葉、ミニパンフレット等を配布し読書意欲を高めるための活動を行っている。配本や団体貸出の拡大、読書手帳を継続したことで、児童書の貸出数を高い水準で維持し、各学校からも感謝の声が多数上がっている。	各学校からの要望に的確に応えながら、児童が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるような環境づくりを進めなければならない。	図書館にはどんな図書が揃っているかを分かりやすくまとめた魅力ある図書館便りをつくり、さらに読書意欲を高める工夫をしていく。図書館へ行く楽しさを感じていくイベントを企画していく。
		9	学校支援地域本部事業	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。	・中学校図書室の環境整備や小学校家庭科授業補助等のボランティア活動に取り組める環境づくりにより、ボランティアが自発的に活動目を調整し、活動することができた。 ・地域の高齢者にボランティア活動への参加啓発を実施した。 ・ボランティアに携わっている人呼びかけ、研修会を開催し、次年度以降の取り組みについて協議した。	支援活動を継続していくためには、コーディネーターが学校と地域を結びパイプ役であることを再確認し、多くの地域住民が参画できる環境づくりに努め、また小中学校の需要を的確に把握し啓発活動をしていく方法を確立していくことが必要。	地域や住民の協力を得ながら少しずつ取組を拡げ、子どもたちが自然と地域に同化できるよう取り組む。
<b>④地域団体・グループ活動の促進</b>							
		1	子ども会活動	子どもの主体性と自主性を尊重した活動を推進するために、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。	市子連の事業として「すももっ子クラブ」を実施した。内容はクラブ会員による会議で企画されている。クラブ会員は市内の小学4～6年生で学校の垣根を越え、かつ異年齢での団体活動を通じて、リーダーシップや集団内での役割を認識する力を養っている。そのほか、将棋大会や折り紙飛行機コンテストなど長年続くイベントを開催している。イベント年間13回開催(内5回は年間会員の子ども達が企画し進めていく年間を通しての事業) 延べ参加者数:約400名	市子連本部では発案に事業を実施しているが、市内各地区子ども会に対する活動支援、活性化ができていない。	各単位子ども会に対して、ノウハウや簡単な遊びの伝授など、子ども会活動の助けとなることを期待して、市子連本部と各地区単位子ども会の連携の強化に努める。
		2	子どもと地域高齢者の交流事業	子どもたちが高齢者との交流を通じて地域の文化にふれ、地域の人々と豊かな関係性を築きながら成長していくことができる環境づくりを推進します。	老人大学淡路学園の講座で受講生と五色地区の保育園児との交流会を開催した。	老人大学以外で高齢者と交流できる機会を検討する必要がある。	老人大学以外で高齢者と交流できる機会を検討する。
		3	少年少女スポーツ団体活動	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。	洲本市体育協会により少年少女スポーツクラブ活動費の一部を支援した。		継続して支援する。
		4	スポーツクラブ21活動	小学校区単位での地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。	市内全スポーツクラブ21会員参加の「スポーツクラブ21交流大会」(8種目)を開催した。		継続して開催する。
		5	ボランティア活動等の推進	地域に根ざした活動やボランティア活動などへの支援により、活動の活性化を図り、子どもの参加を促進します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(1) 子どもや母親の健康の確保</b>							
<b>①母子保健の充実</b>							
		1	母子健康手帳の交付 妊婦健康相談	妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には個別相談も随時実施し、医療機関との連携により事業の充実を図ります。	52回 延259人	妊娠前から複雑困難な課題を抱えた妊婦が増えている。	妊娠前から医療機関等との連携により、切れ目なく支援へつないでいく。
		2	乳幼児健康診査	3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に行っている健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健康診査の充実を図ります。定期健康診査で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。	48回 延1,157人		継続して実施
		3	訪問指導(妊産婦・新生児)	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。	新生児訪問 374回 延374人 妊婦訪問 100回 延100人 産婦訪問 61回 延61人	産後不安定な時期への早期訪問の実施のための助産師確保が難しい。	産後ケア事業におけるアウトリーチ型の実施について検討する。
		4	各種相談事業	妊婦(母子健康手帳交付時)、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。	7か月児相談 12回 延278人 乳児すくすく子育て相談 12回 延208人 幼児のびのび子育て相談 6回 延64人		継続して実施
		5	こころの相談	親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。	0回 0人	母子のこころの相談について少数ではあるがニーズがあるため、事業継続が必要。	継続して実施
		6	発達支援相談	専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。	78回 延161人		継続して実施
		7	保育所等における発達支援 巡回相談	保護者が安心して子どもの就学を迎えることができるように、地域において就学前の子どもや保護者が適切な支援を受けられる体制を確保します。	19回 延288人		子ども子育て課と協同実施
		8	遊びの教室(ほんたランド)	洲本市みなと元気館において、就園までの言語・社会性の発達に遅れのみられる子どもと保護者に対し、親の悩み・不安に共感し、子どもの持つ特徴を理解・受容し、成長を喜び合える支援を行いながら、育児力を育みます。	11回 延81人	児の発達の問題だけでなく、保護者の育児力に課題をもつ親子が増えている。	継続して実施
		9	予防接種事業	子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。	2種混合 284人 不活化ポリオ 11人 4種混合 1165人 日本脳炎1期 918人 日本脳炎2期 312人 BCG 285人 麻しん風しん1期 276人 麻しん風しん2期 319人 ヒブ 1156人 小児肺炎球菌 1151人 子宮頸がん予防 1人 水痘 538人 B型肝炎 880人		継続して実施
		10	乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健康相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進します。	4か月健康診査受診者293人	適切な月齢やタイミングに配布できていないことがある。	配布月齢を見直す
		11	乳幼児医療費の助成	小学校就学前(6歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児が健康保険による診療を受けた時の医療費の自己負担分を助成します。所得制限がありますが、0歳児にはありません。	平成29年度実績 助成件数 34,434件 助成額 33,480,328円	医療費増大への対応と、安定的に制度を継続するための財源確保	継続して実施
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(2) 小児医療等の充実</b>							
<b>②不妊に対する支援</b>							
		1	洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。	深夜の小児救急電話センターを設置し、毎日22時～翌朝6時の間は電話によるトリアージを行い、必要時は担当医療機関に紹介する。 休日・祝日小児救急については、応急診療所にて日曜・祝日の9時～11時30分、13時～16時30分の間は小児科医による診療を行う。	島内の小児科医が少なく、島外からの小児科医に頼っている現状があり、台風などで明石大橋が通行止めになったとき等は医師が勤務できないなどの問題がある。	継続して実施
		1	特定不妊治療費助成事業	県で行っている特定不妊治療費助成事業(体外受精及び顕微授精を受ける夫婦に対し、治療費を一部助成する事業)のPRに努め、周知を図ります。	延53人		継続して実施
		2	不妊に関する相談事業	県で行っている不妊に関する治療や悩みについての相談事業のPRに努め、周知を図ります。	不妊相談:9人		継続して実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(3) 子育てに配慮した地域環境の整備</b>							
<b>①安心して外出できる環境の整備</b>							
		1	公共施設等の整備	公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。	新たに整備している公立認定こども園において、多目的トイレ等親子連れの利用に配慮した整備を推進している。	既存施設における環境の整備	引き続き施設整備を推進
		2	道路の整備	子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。	通学路交通安全プログラムに基づき6校の小学校を対象に通学路の安全点検を実施。指摘のあった要対策箇所15箇所全てについて対策を実施。		通学路を含む交通安全点検を実施する。
		3	公共交通網の利便性強化	公共交通網の整備、公共交通機関との協力・連携によって、安全性とサービスの向上を図り、利便性を強化します。	洲本市独自の洲本市地域公共交通網形成計画に加え、淡路島共通のマスタープランである淡路島地域公共交通網形成計画を作成し、利便性の強化を図っている。	公共交通網の維持・確保	計画に沿った事業実施
<b>②子どもの遊び場の整備・充実</b>							
		1	公園緑地の整備	自然環境や歴史資源に配慮しながら、緑化や児童遊具の整備・充実や、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる場として特色のある公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。	所管課において年1回以上の遊具の定期点検を実施	市内に分散する小規模な既存広場の管理・活用	地域住民を交え適正な維持管理を行うと共に、公園の長寿命化の推進を図る
		2	自然と親しめる場の確保	緑や観水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。	風致地区申請 14件	風致地区・国立公園などの自然的景観を背景にしたレクリエーション拠点としての活用	風致公園となっている大浜公園などの活用
		3	児童センター(児童館)	<再掲>			
		4	良好な景観づくり	うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を活かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。	風情ある住まいづくり支援事業(淡路瓦;29件、敷地内緑化;1件) 風致地区条例の申請 14件 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(6件)	各種規制・制度の周知	現状の制度を活用しつつ良好な景観の形成を図る
<b>③子育てに快適な住環境づくり</b>							
		1	市営住宅等の整備	周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、建替えや既存ストックの活用等に当たっては、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を確保するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。	平成29年度建替え実績なし 既存市営住宅の空家修繕時に手すりを設置した箇所 4箇所	既存ストックの改修時における環境への配慮と、多様なニーズへの対応を検討する。	建替え予定なし。 既存ストックの活用について、配慮する。
		2	宅地開発の誘導	民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。	緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(4件)	各種規制・制度の周知	法律・条例に基づき、適正な開発の誘導に努める
		3	住環境の整備	快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進め、住環境の整備・充実を図ります。	快適な生活環境の確保に向け、生活基盤の整備を進めた。	住宅密集地等を中心に、優先順位を見極めながら、整備を進めて行く。	住宅密集地等、効果の高い箇所の整備を進める。
		4	シックハウス対策	市営住宅をはじめ、園舎や校舎などの子どもを取り巻く建築物について、適正な環境調査を実施するとともに、市民に対してシックハウスに関する意識啓発を行い、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進します。	H29年度実績(0件)対象物件なし	制度の周知	建築物環境衛生管理基準に基づき、調査の実施に努める。

洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容			平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>							
<b>① ひとり親家庭等への支援の充実</b>							
		1	ひとり親家庭への相談事業	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。	主な連携件数 警察 24件、県健康福祉事務所 16件、教育委員会 8件、保健師 21件、保育所 5件、社協 5件 裁判所 2件、女性センター 7件、他市 17件、弁護士 4件、施設 6件 等	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
		2	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。	女性相談員1名を配置し、各種制度の周知、説明を行い、総合的な支援を行った。	より幅広い周知	引き続き総合的な支援に努める。
		3	ひとり親家庭への生活支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭援護サービスの実施を検討します。	平成29年度母子生活支援施設への入所 5世帯		引き続き対応を行う。
		4	ひとり親家庭への就業支援	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等技能訓練促進等の雇用対策、母子・父子福祉資金の貸付等に取り組み、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。	自立支援教育訓練給付金 2件 高等職業訓練促進給付金 5件 母子・父子福祉資金貸付 9件	より幅広い周知	引き続き事業の推進を図る。
		5	家庭生活支援員の派遣（婦人共助会委託事業）	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て短期支援事業 0件	関係機関との連携を図り、ニーズを的確に把握する必要がある。	引き続き支援につなげていく。
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(5) 障害児施策の充実</b>							
<b>① 障害のある子どもとその家庭への支援</b>							
		1	障害児保育	障害のある子どもも障害のない子どもとの交流を深めることができるよう、障害のある子どもに適した保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。	保育所等での集団保育を通じ、心身に障害のある児童の健全な育成と社会性の発達を促進するとともに、健常児との相互理解を深めている。	医療的なケアを必要とする児童が利用できる環境の整備。	医療的ケア児の保育についての対応の検討。
		2	障害児保育・特別支援教育の充実	保育所・幼稚園・学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図ります。	保育所等において、受け入れる障害のある子どもの障害の程度に応じた保育士の加配を適切に行うとともに、研修を受講することにより知識・スキル等の習得に努めている。	医療的なケアを必要とする児童が利用できる環境の整備。	医療的ケア児の保育についての対応の検討。
		3	療育体制の充実	早期に適切な療育を受けることができるよう、療育機関、こども家庭センター等関係機関との連携を強化します。また、日常生活への支援を行い、保護者の負担を軽減するとともに、障害のある子どもの在宅生活の維持・向上並びに、障害のある子ども及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童サービス利用者149名（H30.3月時点）の全てに対して、障害児相談支援のサービスを提供し、円滑な児童相談支援を実施した。また、児童発達支援等サービスについて、昨年身近な場所ですることができるようサービス提供事業所が設置されたことから利用者が増加傾向にある。	サービス利用は増加しているが、専門職の配置が少ないことから利用に偏りが見られる。より質の高いサービス提供のために専門職の配置が求められている。	早期に適切な療育を受けることができるよう関係機関との連携を図り、その子に最適なサービス提供につなげるため、今後も障害児相談支援の質的向上に努めていく。
		4	育成医療	身体に障害のある子ども、または支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。	18歳未満を対象とした育成医療について、29年度の給付決定の状況は次のとおり。（育成医療） ・給付件数 5件 ※内訳 肢体2、視覚1、心臓1、他1		法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、身体障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
		5	養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。	平成29年度実績 助成件数 19件 助成金額 1,568,531円	安定的に制度を継続するための財源の確保	平成29年度と同様に取り組む
		6	福祉手当等の支給	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児童福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。	各種手当の対象とならう方が確実に受給できるよう、障害者手帳の交付時等に市窓口で制度の説明を行っている。また、市ホームページにおいても、主要福祉施策について掲載し、周知を図っている。なお、手当の受給状況は次のとおり（平成29年度中） ・障害児福祉手当 27人		法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
		7	発達障害児を持つ親の会（マーチの会）	保護者同士の交流・情報交換を通して、子どもの特性を理解し、子育てに自信が持てるよう支援します。	6回 延40人	保護者同士のつながりになりにくく、広がりが少ない。	継続して実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容			平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(1) 子育て支援ネットワークづくり</b>							
<b>① 地域の子育て支援の活動拠点づくり</b>							
		1	活動施設・拠点の確保	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。	全ての保育施設において定期的に園庭開放を実施し、交流・相談の場を提供している。 各種施設を有効活用し子育てに関わる活動機会の充実を図った。	取組みの周知	継続して実施し、周知に努める。
		2	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	<再掲>			
		3	児童センター(児童館)	<再掲>			
<b>② 地域の子育て支援のネットワークづくり</b>							
		1	親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、悩み相談等も実施します。	親子でのふれあい遊びや自然体験を通しての仲間づくり・父親の育児参加のきっかけづくり・野外などでの原体験遊び・異年齢の子どもの関わりを図った。 季節の行事や運動会、島まつりや高田屋祭りの踊りに参加など1,465組4,498人が参加した。	少子化や母親の職場復帰、保育所・幼稚園への入園の増加により、参加者が減少傾向にある。	親子でのふれあい遊びや自然体験を通して様々な関わりを図る。
		2	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ることで、より地域に根ざした子育て支援を実施します。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、地域のつながりを支援している。		見守り活動の推進
		3	洲本市すこやか子育て連絡会の連携強化	「洲本市すこやか子育て連絡会」を構成する関係機関・団体同士で積極的な情報交換を行うなど、連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。	毎月子育て連絡会を開催し、実施に係る課題等積極的な情報交換により連携を強化した。	行政関係団体以外の外部機関との連携が図りにくい。	さらに連携と強化を図り子育て支援サービスの充実を図る。
		4	未就園児とその保護者への交流の機会づくり	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、園庭・園舎の開放や親子登園等を通じて、相談や交流機会の提供を行います。	全ての保育施設において定期的に園庭開放を実施し、相談や交流の場を提供している。 保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行った。 年2回、未参加の新生児の保護者あて募集案内を送付。	取組みの周知	継続して実施し、周知に努める。 保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行う。
<b>③ 相談体制の充実</b>							
		1	保育所相談事業	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所が利用できるように、保育士等による相談を行います。	日常的な保育を通じて保護者に対し積極的なコミュニケーションを図るとともに、園庭開放等の機会を利用した未就園児の保護者の相談を実施。	取組みの周知	継続して実施し、周知に努める。
		2	悩み相談	子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面接や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて適切な相談ができるよう、関係機関との連携を図ります。	それぞれの事業ごとに個別相談等を受けていますが、本人の承諾等により市保健師等と密に連携をより包括的な支援を実施。	発達に課題を抱える子どもは、今後も増加していくことが予想されるが、発達障害に対する専門的理解が十分と言えない。	週5日「地域子育て支援拠点施設」として、子育ての悩み相談や情報提供を図る。
		3	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行っている。		民生委員・児童委員の活動の周知を図る
		4	家庭児童相談室	家庭児童相談室において、子どもや子育てに関する様々な相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上を図ります。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。	家庭児童相談員1名、虐待防止相談員1名による相談 97件	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。
		5	教育相談	青少年センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。	・相談員による面接相談、電話相談(月～金、10～17時) ・カウンセラーによる心の相談(第1,3火、10～13時)		継続して実施
		6	子育てに関する相談体制の整備	子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	子ども子育て課において、家庭児童相談員、虐待防止相談員、母子・父子自立支援員を配置。 ケース会議の実施。	相談内容が多様・複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組んでいきます。 継続して実施
		7	各種相談事業	<再掲>			
		8	こころの相談	<再掲>			
		9	発達支援相談	<再掲>			
		10	保育所等における発達支援巡回相談	<再掲>			

洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>④経済的支援</b>							
		1	児童手当の支給	中学校修了までの子どもに、児童手当を支給します。	述べ児童数 54,893名 支給額 605,450,000円		引き続き給付を継続する。
		2	教育費の支援	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。	年度当初で小学校190名、中学校111名に対し援助を行った。年度途中の申請についても随時受付、認定作業を行い家庭状況の急な変化にも対応できるよう配慮している。		継続して実施
		3	出産祝金支給事業	第2子以降を出産し養育されている保護者に、お祝い金を支給します。	交付件数131件、交付額6,550千円(H25からの累計696件、34800千円)	交付件数が減少に転じた。	申請漏れ等がないよう周知を徹底して行きたい。
<b>⑤情報提供の充実</b>							
		1	子育て情報提供体制の整備	関係機関とのネットワーク化を図り、子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、広報だけでなく、ハンドブックの発行、インターネット等各種メディアを活用し、子育ての情報を広く提供します。	広報掲載、子育てハンドブックの配付、Facebook「なのはくらぶ」での情報発信をし、子育て世代に必要な情報を広く提供した。「なのは」の着ぐるみ、キーホルダー、うちわを制作し「なのはくらぶ」のPRに努めています。	より幅広い周知	引き続き情報提供するとともに、「なのはくらぶ」のさらなる周知を図る。
		2	子育て情報誌の拡充	地域の自主育児サークルと育児支援関係機関が作成した子育て情報誌をさらに充実させるとともに、より身近で効果的な場所への設置・配布を図ります。	子育て情報誌を市HPに掲載		引き続き子育て世代の目にとまりやすい場所等に設置していく。
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(2) 家庭や地域の教育力の向上</b>							
<b>①家庭の教育力の向上</b>							
		1	家庭教育力の育成	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。	・各小中学校において手引き等を配布 ・PTAと連携した講演会等の実施		継続して実施
<b>②子育て支援の人材づくり</b>							
		1	育児ボランティア、地域活動ボランティア及びリーダーの育成	育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。特に子育てを終えた人、高齢者などの知識や経験を積極的に活用します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行ってきた。	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進
		2	子育てサポーターの育成	子育てサポーターを育成し、子育てサポーターを中心としたネットワークの構築をめざし、地域での子育て支援の推進を図ります。	子育てサポーターの育成について、具体的な育成研修等は開催していない。	子育てサポーターを育成するため、研修会等の開催を行う必要がある。	子育てサポーターの育成に取り組む。
<b>③社会全体の子育て意識の醸成</b>							
		1	子ども・子育て支援事業計画の周知	市民に対して「子ども・子育て支援事業計画」を周知させることで、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	市HPにおいて、子ども・子育て会議の内容を公表している。	より幅広い周知	幅広い周知に努める。
		2	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	<再掲>			

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目	個別施策	取組内容	実施状況	
<b>④学校教育の充実と相談体制の整備</b>						
		1	自然学校	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中で集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、学習内容の充実を図ります。	・市内小学5年生が4泊5日宿泊体験「自然学校」を実施 ・学校を離れ自然の中で、友だちと過ごすことで、感動的な場面に会い、連帯感、責任感を学び、自立への一歩を踏み出す事業になっている。	継続して実施
		2	トライやる・ウィーク	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。	全中学校で実施	継続して実施
		3	トライやる・アクション	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良きやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。	全中学校で特色ある取組を実施	継続して実施
		4	道徳教育の充実	ボランティア活動や福祉体験活動等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の思いやりや優しさを育みます。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。 ・兵庫ゆかめの人物を取り上げるなど地域の特性を生かした、兵庫県版副読本「ころはばたく」「心きらめく」「心かがやく」を使用した。	継続して実施
		5	人権教育の充実	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取り組みを推進します。	・年度当初に年間指導計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質を踏まえつつ、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。 ・いじめに関しては、洲本市いじめ防止基本方針を受けて、各校が独自にいじめ防止基本方針を策定し取り組んでいる。	継続して実施
		6	教育環境の整備	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。	・耐震化対策をすることで校舎・体育館の老朽化対策を行った。 ・随時、エレベーター、スロープを設置し、段差をなくす取組をしている。 ・地球温暖化の影響で夏の暑さが増すため、エアコンの設置を目指した。	費用がかかる。 継続して実施
		7	開かれた学校づくりの推進	オープンスクールを実施し、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。さらに学校評価や学校評議員制度により、学校に対する意見等を聴きながら、開かれた学校づくりを推進します。	全小中学校で実施	継続して実施
		8	特色ある学校づくりの推進	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。	かがやきプロジェクトにおいて、キャリア教育として、各校が地域人材・自然・文化を生かした取組を推進	継続して実施
		9	子どもの相談体制の充実	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。	スクールカウンセラーによる相談体制整備	継続して実施
		10	特別支援教育	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。	・インクルーシブ教育システムの構築を見据えた取組を行った。 ・通常の学級に在籍するLD、ADHD等の子どもたちを含む特別な支援が必要な子どもたちの自立と社会参加に向けたキャリア形成をめざし、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行った。	継続して実施
		11	適応指導教室	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。	・適応教室の設置(洲本地区・五色地区の2ヶ所) ・カウンセラーの配置	継続して実施
		12	教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組むことができる体制づくりを図ります。	・校内研修の実施 ・教育センターにおいて夏季研修講座を実施(17講座のべ390人受講)	継続して実施
		13	安全な教育環境づくり	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。	校内研修の実施	継続して実施
<b>⑤思春期保健対策の充実</b>						
		1	喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。	各小・中学校において実施	継続して実施
		2	心の問題に対する支援	学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関での連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。	スクールカウンセラーの配置	継続して実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(3) 児童虐待防止対策の充実</b>							
<b>①子どもの人権を尊重する社会づくり</b>							
		1	人権教育の推進	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。	・年度当初に年間指導計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質を踏まえつつ、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用		継続して実施
		2	児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い啓発に向けた取組みを推進します。	差別のない明るい社会実現のための啓発活動の一環として、市内学校へ人権啓発に関する標語・作文の作成を依頼し、また、関係機関を通じて、児童の権利に関する啓発の推進に努めた。	学校、PTA、家庭等へ粘り強く子どもの権利が尊重されるよう普及活動に努めることが課題である。	人権講座や各部会、学校、保育園等を通じて幅広く啓発活動に努める。
<b>②児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実</b>							
		1	子どもの相談体制の充実	<再掲>			
		2	児童虐待防止の啓発	親が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。	関係機関と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュ等の啓発物品による広報・啓発を実施した。	より幅広い周知	引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組む。
		3	児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。	関係機関における事業等を通じ、早期発見に努めた。	一層の関係機関との連携が重要	引き続き関係機関と連携し、早期発見に努める。
		4	児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。	主な連携件数(家庭児童相談室関係) 児童相談所 11件、福祉事務所 10件、保健センター 3件、保育所 8件、学校 5件、警察 1件、教育委員会 2件、その他 2件	ますます複雑化する児童虐待に対応するため、更なるネットワークづくりの推進が必要	更なるネットワークづくりの推進を図る。
		5	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催)	代表者会議 6月7日 実務者会議 5月18日、9月6日、12月8日、3月14日 ケース会議 9回	代表者会議の開催時期の検討	代表者会議年1回 実務者会議年4回 ケース会議 必要に応じて開催
		6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。	研修会等参加 年9回		引き続き、子ども家庭センターや関係機関と連携し、児童虐待の防止と要支援児童等を支援を行う。
		7	要保護児童の養育支援	様々な理由により保護が必要であったり、養育が困難である子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設等への入所や里親委託などによる健全な養育を支援します。	必要に応じて要保護児童対策協議会ケース会議を開催し、早期発見、早期対応に努めた。		引き続き、要保護児童対策協議会で対応する。

洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>						
<b>(4) 次代の親の育成</b>						
<b>①子育て 意識の醸成</b>						
		1	思春期における子育てふれあい活動	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動(地域に活かす「トライやる・アクション」)において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。	各中学校において実施	継続して実施
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>						
<b>(5) 食育の推進</b>						
<b>①食育の推進</b>						
		1	「食」に関する啓発活動の推進	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、親子が食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。	対象:2歳3か月児の保護者 年齢に適応した「食」の情報提供を行い、保護者の不安軽減を図った。	イヤイヤ期の食への支援として実施していたが、1歳6か月の時点で傾向が見られているため見直す。
		2	食育活動の推進	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。	園児対象:1回 185人 小学生対象:9回 255人 中学生対象:8回 361人 高校生対象:1回 25人 県健康福祉事務所や市健康増進課等と連携し、各保育施設において適切な栄養管理に基づいた給食を実施するとともに、食育の推進を図っている。	家庭や地域との連携
		3	学校における継続的な食育実践の推進	食生活に配慮し、かつ地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。	各幼・小・中学校において実施	継続して実施
		4	学校給食を活用した食育の推進	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができる機会を提供します。さらに、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。	・手作り献立による栄養バランスのとれた学校給食の提供を実施し、地元食材を使用した「地産地消の日」を月2回実施。 ・給食たよりに、食の大切さや基本的な食に関する情報などを掲載。	継続して実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(6) 子どもの安全・安心の確保</b>							
<b>①子どもの交通安全を確保するための活動の推進</b>							
		1	交通環境の整備	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。	・通学路安全推進委員会委員による通学路安全点検の実施。 ・各校で交通安全教室の実施 ・職員、地域の人と登下校指導や見守り。		継続して実施
		2	交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。	・幼児…17か所、実施回数119、延べ参加人数8,097 ・小学生…9校、実施回数11、延べ参加人数1,190 ・中学生…4校、実施回数4、延べ参加人数303	家庭、地域などへの知識の普及の必要性。	現行計画の取り組みの継続。
		3	交通安全意識の高揚	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。	・交通安全協会、警察などの関係団体や、町内会、学校などの地域団体と連携協力し、市民の交通安全意識の高揚に努めている。具体的には四季の交通安全(事故防止)運動、広報紙やCATV等を活用した広報活動、横断幕やのぼり旗等の設置など。	家庭、地域などへの知識の普及の必要性。	現行計画の取り組みの継続。
<b>②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>							
		1	地域環境の整備	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。	洲本市子育てネットワーク推進協議会の取組 横断幕、垂懸幕の掲揚、市内行事等においてポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発、研修会の開催等	より幅広い周知	継続して実施
		2	防犯活動の推進	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「子どもを守る110番の家・店」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。	・学校、地域、関係機関が連携した取組を実施 ・登下校見守り、街頭補導等		継続して実施
		3	安全な教育環境づくり	<再掲>			
		4	被害にあった子どもの保護	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。	スクールカウンセラーの配置		継続して実施
<b>③子どもを災害から守るための活動の推進</b>							
		1	防災教育の推進	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。	各保育施設において、様々な状況を想定した避難訓練を実施。  各校園において、災害発生時の対応について指導するとともに、避難訓練を実施。	地域との連携	継続して実施  継続して実施
		2	地域における防災活動の促進	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織の普及・啓発と組織の強化を図ります。	平成29年11月5日に行われた洲本市総合防災訓練、市内各地域で行われている地域主体の防災訓練や防災学習会を行っている。自主防災組織の普及・啓発と組織の強化は図られているものとする。自主学校での防災教育の支援として、学ぼう災や防災学習会等の講師派遣等を行っている。	防災担当部局は、災害対策に子ども子育ての視点を含める必要性を認識し、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどに子ども子育てを意識した施策を組み入れる。また、地域では、子ども子育てを意識した防災活動に理解を求めなければならない。	地域での自主防災組織の活動を支援し、防災意識の高揚を図る。学校における防災教育の支援。乳幼児や子供用の備蓄物資等の購入を検討する。
<b>④子どもを取り巻く有害環境対策</b>							
		1	健全な環境づくりの促進	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、ビデオレンタル店、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。	・警察官による集会での講話の実施。 ・教護委員会委員による定例補導を実施。島祭りや弁天祭りでは、特別補導をして、児童生徒の健全な育成を図った。		継続して実施

洲本市子ども・子育て支援事業計画 各事業の実績状況について

計画内容				平成29年度の取組内容		平成30年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>4 子育てと仕事を両立できる環境づくり</b>							
<b>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</b>							
<b>①男性の家事・育児参加の促進</b>							
		1	男女共同参画意識の普及	固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活においても男女がともに共同で担うことの重要性を浸透させるために、様々な機会や媒体を通じて、男女共同参画意識の啓発に向けた取組みを推進します。	第3次洲本市男女共同参画プラン(H30～H34)をH29に策定した。その中で市民意識の現状を把握するための固定的な性別役割分担等のアンケート調査結果とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を記載し、男女共同参画意識の普及を図った。	固定的な性別役割分担を見直すためには、家庭内における男女共同の参画と職業と家庭の両立を図るための環境整備の充実が必要である。	第3次洲本市男女共同参画プランを基に推進委員や幹事会等、セミナー等で普及啓発に努める。
		2	父親向け子育て学習機会の提供	父親が子育てに関する知識を学んだり、十分に情報が得られるよう、マタニティメイトや育児教室、家庭教育学級等の開催にあたって、父母を対象とした事業内容の充実を図り、学習機会を提供します。	保護者向けに必要な知識や情報提供を行っており、父親にのみ限定した取り組みはしていない。		取組の必要性の検討
<b>②職場環境の整備</b>							
		1	育児休業制度等諸制度の普及・啓発	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。	広報誌やHPに記事を掲載し、制度PRポスターを掲示するとともに、チラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	啓発の継続	周知されつつあるが、100%ではないので、今後も啓発していく。
		2	労働条件の改善の啓発	子育てが家庭で就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム制、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	制度PRチラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	意識の成熟	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発を図る。
		3	職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	制度PRチラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	意識の成熟	意識の成熟を図るため今後も普及・啓発を図る。
<b>③就業や再就職支援の充実</b>							
		1	就業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。	ハローワーク求人情報を毎週HPに更新掲載し、サポートステーション活用のため、窓口手続き時にチラシ配付するなど啓発に努めている。	継続性	継続して普及啓発に努める。
		2	女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。	支援制度などのPRチラシをカウンターに配架することにより普及・啓発を図っている。	普及方法の検討	必要な人に必要な情報が届くように、より周知啓発に努める。